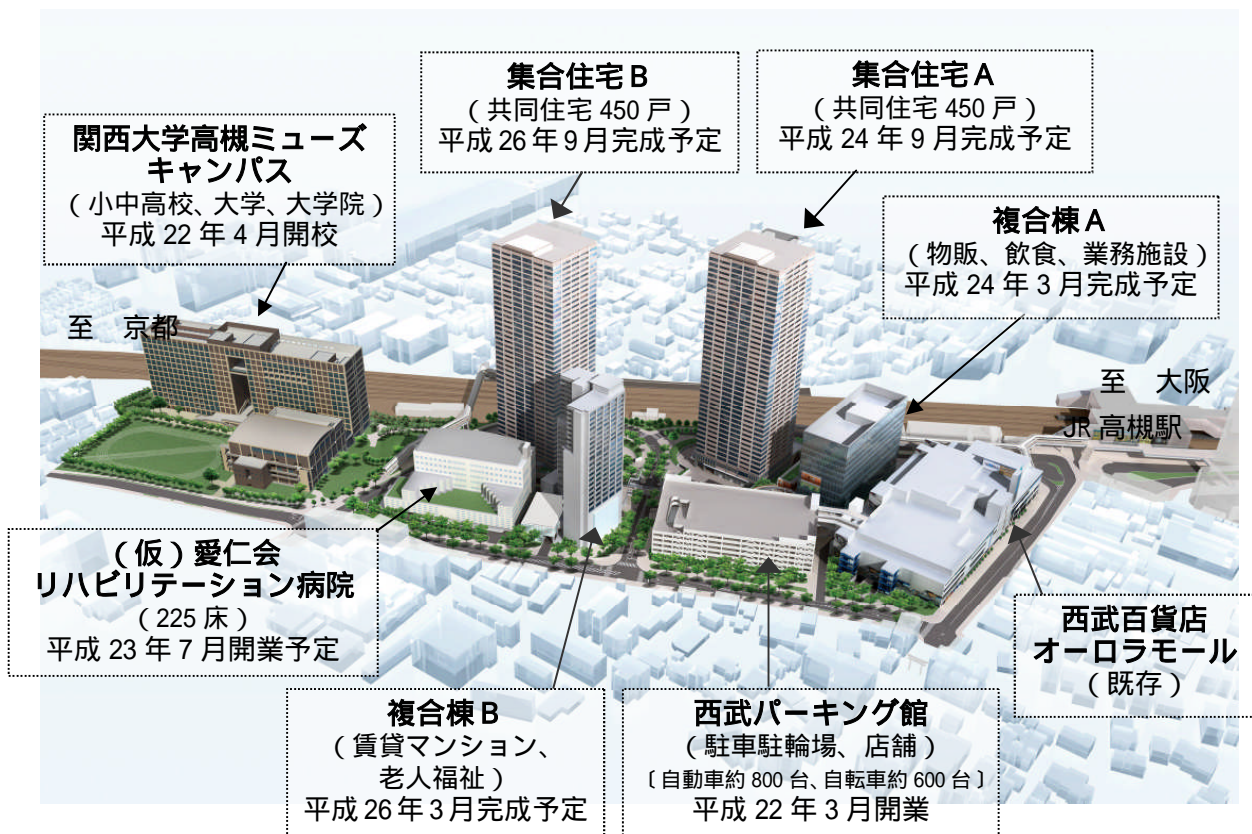


J R 高槻駅北東地区都市開発事業の概要

1 全体の概要

名 称	J R 高槻駅北東地区都市開発事業
位 置	高槻市白梅町ほか地内
地区面積	約 9.3ha
基本方針	<p>高槻の新たな顔にふさわしい良好な都市環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地における安全・快適な都市インフラの再構築 ・ 文化・交流・活力をはぐくむ都市機能の集積 ・ ゆとりと潤いのある都市環境の創出、防災性の充実 <p>“ 多くの人が訪れ、暮らし、住み続けたいなるまちづくり ”</p>
事業手法	<p>組合施行による土地区画整理事業による道路・公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画決定 平成 20 年 7 月、事業認可 平成 20 年 7 月 民間事業者による施設建築 ・ 4 事業者による、新たな 7 棟の施設建築物と歩行者デッキ ・ 統一感のあるまちづくりのための「まちづくり協議会」
位置付け	<p>都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域</p> <p>都市計画法に基づく地区計画（再開発等促進区）地区施設</p> <p>市交通バリアフリー基本構想に基づく特定施設・特定経路</p>

2 施設建築の概要



3 公共施設整備の概要



4 北東地区でのこれまでの景観の形成への取組

(1) 市民参加でつくりあげたまちづくりデザインガイドライン

目的	土地区画整理事業で整備される北東地区の公共施設を、多くの人々にとって有意義で愛着のあるものとするため、整備イメージを検討する。
作成主体	学識経験者、北東地区周辺自治会、北東地区事業者、景観まちづくりに関心のある市民、地元大学生、高槻市
作成時期	平成20年3月(平成19年11月から5回のワークショップを経て作成)



(2) J R 高槻駅北東地区 地区計画

位置づけ	地区計画とは、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画で、都市計画法に定められる制度。この中で、北東地区においては、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限についても定め、良好な景観形成を誘導している。
都市計画決定日	平成 20 年 7 月
概 要	[建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限] (抜粋) ・ 建築物の外壁の色彩は、原色を避けるものとする。ただし、良好な都市景観の形成に支障の無いもので、アクセントとして使用する場合は、この限りでない。 ・ 屋外広告物は、歩行者空間に配慮するとともに周辺の都市景観と調和のとれたものとする。

(3) まちづくり協議会 デザインガイドライン

位置づけ	変化と統一感のある良好な景観を形成するため、民間事業者が共同して、デザインイメージを共有するため、ガイドラインを作成するとともに、これに従って施設建築を進めていく。
作成時期	平成 20 年 7 月
作成主体	J R 高槻駅北東地区開発事業まちづくり協議会 (阪急不動産株式会社、社会医療法人愛仁会、学校法人関西大学、株式会社そごう・西武)
概 要	1 . デザインガイドラインの目標と特色 2 . デザインガイドラインの構成 3 . 全体のデザインコンセプト 4 . デザインと街並み形成 5 . デザインガイドラインによる景観形成

